

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）

（刑法の一部改正）

第一条

刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

第三条第五号中「第七十六条」の下に「、第七十七条及び第七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に、「強制わいせつ等致死傷）及び」を「不同意わいせつ等致死傷）並びに」に改め、同条第十四号中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。

第三条の二第一号中「第七十六条」の下に「、第七十七条及び第七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に、「強制わいせつ等致死傷」を「不同意わいせつ等致死傷」に改め、同条第六号中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。

第二編第二十二章の章名中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

第七十六条から第七十八条までを次のように改める。

（不同意わいせつ）

第七十六条次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

- 一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
 - 二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
 - 三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
 - 四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
 - 五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
 - 六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕がくさせること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
 - 七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
 - 八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。
- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。
- 3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

（不同意性交等）

第七十七条前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛こう門性交、口腔こう性交又は膣ちつ若しくは肛

門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下この条及び第一百七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

第一百七十八条削除

第一百七十九条第一項中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に改め、同条第二項中「第七十七条」を「第七十七条第一項」に改める。

第一百八十条中「から前条まで」を「、第七十七条及び前条」に改める。

第一百八十一条の見出しを「(不同意わいせつ等致死傷)」に改め、同条第一項中「、第七十八条第一項」を削り、同条第二項中「、第七十八条第二項」を削る。

第一百八十三条を削り、第一百八十二条を第一百八十三条とし、第一百八十一条の次に次の一条を加える。

（十六歳未満の者に対する面会要求等）

第一百八十二条わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
- 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
- 三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

2 前項の罪を犯し、よつてわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとつてその映像を送信すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとつてその映像を送信すること。

第二百四十一条の見出し中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改め、同条第一項中「強制性交等の罪（第一百七十九条第二項の罪を除く。以下この項

において同じ。)」を「第百七十七条の罪」に、「又は強制性交等」を「又は同条」に改める。

千葉県風俗案内業の規制に関する条例（平成22年千葉県条例第49号）

（風俗案内業の停止等）

第九条 公安委員会は、風俗案内業者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該風俗案内業に関しこの条例に規定する罪に当たる行為その他清浄な風俗環境を害し若しくは年少者の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で公安委員会規則で定めるものをしたとき、又は風俗案内業者が前条の規定による指示に違反したときは、当該風俗案内業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗案内業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の場合において、当該風俗案内業者が第四条第一項第一号の規定により性風俗案内を行ってはならないこととされる区域又は地域において風俗案内業（性風俗案内を行うものに限る。）を営む風俗案内業者であるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該風俗案内業の廃止を命ずることができる。

（委任）

第十条から第十二条まで （略）

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。